平成２２年（フ）第１４０１号
堺市堺区海山町４丁168―23、住民票上の住所堺市北区中長尾町３丁４番13―202号
債務者　横手　　保
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４０２号
堺市北区東浅香山町１丁65番地１、前住所堺市北区中長尾町３丁４番13―202号
債務者　横手美華子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４２５号
大阪府藤井寺市恵美坂２丁目１番11号　ガーデンハイツ205号、住民票上の住所大阪府柏原市田辺１丁目15番17号
債務者　竹谷　吉造
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４２６号
大阪府藤井寺市恵美坂２丁目１番11号　ガーデンハイツ205号、住民票上の住所大阪府柏原市田辺１丁目15番17号
債務者　竹谷　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４６２号
堺市北区百舌鳥梅町１丁268番地１
債務者　釜崎　礼子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７５号
堺市西区浜寺石津町西４丁17―36号、住民票上の住所大阪府河内長野市小山田町2779番地の12
債務者　百合　雅浩
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４９４号
堺市東区西野320―20、住民票上の住所堺市堺区大浜北町３丁５番18号　マリンプラザ大浜301号
債務者　谷口　智江
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５０６号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅16棟210号
債務者　小林　一也
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５１１号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅16棟210号
債務者　小林　眞代
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３３号
兵庫県高砂市米田町島721番地の８
債務者　池田　　洋
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０３号
山形県鶴岡市東新斎町４番31号　メゾングリーンⅡ202
債務者　齋藤美保子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１６３号
福島県大沼郡会津美里町字川原町甲1938番地８
債務者　森　　浩三
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７２３号
神奈川県厚木市酒井1819番地６　サンハイム内田Ａ―201
債務者　渡邊　一美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２５号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―18―301
債務者　寺田佐知子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７６３号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥１丁目８番地の16　一福堂アパート205号室
債務者　福士　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７０号
神奈川県足柄上郡山北町向原322番地　県営山下テラス住宅５号棟３号
債務者　大泉テル子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部